

ふみだそう、私の未来は私がつくる。選挙が変える私の未来。

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査



皆さん、
投票に
行きましょう!

投票日 **10月31日(日)**

投票時間 **午前7時～午後8時**

港区で投票できる人

次の要件に該当する人は、選挙人名簿に登録され、投票することができます。

対象

- (1)平成15年11月1日以前に生まれた人
- (2)令和3年7月18日までに港区に転入届けを出し、10月18日時点で、引き続き港区に住んでいる(住民基本台帳に登録されている)人
- (3)令和3年6月18日以降に港区から転出した人で、転出前に引き続き3カ月以上港区の住民基本台帳に登録されていた人

区外から転入した人は

令和3年7月19日以降に港区へ転入した人は、港区で投票することができません。前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

区外に転出した人は

令和3年6月18日以降に港区から転出した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、港区の選挙人名簿に登録があれば港区で投票することになります。

区内で転居した人は

令和3年10月6日以降に区内転居の届けを出した人は、前住所地の投票所で投票することになります。

投票所入場整理券

投票に出掛ける際には、10月19日(火)以降に発送する「投票所入場整理券」を忘れずにお持ちください。「投票所入場整理券」は世帯単位で郵送します。「投票所入場整理券」が届いたら、開封して内容をご確認ください。

さい。

なお、「投票所入場整理券」をなくした場合や、手元に届いていない場合でも、港区の選挙人名簿に登録されていて、投票日に選挙権のある人は投票することができますので、投票所の係員にお申し出ください。

投票方法

衆議院議員選挙

小選挙区と比例代表で1票ずつ投票する「二票制」です。

小選挙区選挙の投票

候補者氏名を書いて投票してくだ

さい。

比例代表選挙の投票

政党名を書いて投票してください。

最高裁判所裁判官国民審査

やめさせた方がよいと思う裁判官には、その氏名の上の欄に×印を書いてください。

投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会が行う感染症対策

- (1)投票管理者、投票立会人および投票所従事職員のマスクの着用
- (2)職員等の前に飛沫防止フィルムの設置
- (3)アルコール消毒液の設置
- (4)定期的な換気
- (5)記載台、鉛筆等の消毒

有権者の皆さんにお願いする感染症対策

- (1)黒鉛筆またはシャープペンシルの持参

- (2)マスクの着用
- (3)周りの人との距離の確保
- (4)咳エチケット、投票所入り口での手指消毒、来場前後の手洗い

安心して投票所へ

けがや病気で付き添いや介助が必要な人、小さいお子さんがいる人は、一緒に投票所に入ることができます。

投票所で介助が必要な人は、遠慮なく係員にお申し出ください。

けが等で字が書けない人

係員が決められた手続きに従い、代筆します。投票の秘密は固く守られます。

身体に障害のある人

車いすに座ったままで記入できる記載台を用意しています。

視覚に障害のある人

点字用の投票用紙を用意しています。

聴覚に障害のある人

コミュニケーションボード、ホワイトボードを用意しています。

お子さんの同伴について

お子さん(18歳未満の幼児・児童・

生徒等)も一緒に、投票所に入場できます。

総務省の調査では、「子どもの頃に保護者の投票に連れられて行った経験の有無が投票意欲に影響している」との結果が出ています。小さい頃から選挙や投票に親しむことは、家庭での主権者教育につながります。

投票所への移動支援が必要な人

障害のある人はお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係へ、介護認定を受けている人はケアマネジャーまたはお近くの高齢者相談センターにご連絡ください。☎2面欄外参照

不在者投票

指定施設での投票

病院や老人ホーム等の指定施設に入院・入所中の人は、施設内で投票することができます。詳しくは、お問い合わせください。

滞在地での投票

区外に滞在している人が、滞在先の選挙管理委員会で投票する方法があります。滞在地で投票する場合

表1 郵便等による投票をすることができる人

所持している手帳の種類	障害・要介護の程度	障害名
身体障害者手帳	1・2級	両下肢・体幹・移動機能の障害
	1・3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
	1～3級	免疫・肝臓の障害
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	両下肢・体幹の障害
	特別項症～第3項症	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害
介護保険被保険者証	要介護5	-

は、早めにお問い合わせください。

郵便等による投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの人で、障害や要介護の状況が表1に該当する人は、郵便等による不在者投票をすることができます。選挙管理委員会に郵便等投票証明書を交付申請し、証明書の交付を受けることにより、お住まいの場所から郵送で不在者投票をすることができます。

併せて上肢または視覚の障害の程度が表2に該当する人は、代理記載人が選挙人に代わって記載する方法により投票することができます。

郵便等による投票をすることができる人は、「郵便等投票証明書」を添えて、10月27日(水)までに、投票用紙等を請求してください。詳しくは、お問い合わせください。

特例郵便等による投票

新型コロナウイルス感染症に感染

表2 郵便等による投票を代理記載によりできる人

所持している手帳の種類	障害の程度	障害名
身体障害者手帳	1級	上肢・視覚の障害
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	上肢・視覚の障害

し、「自宅療養」または「宿泊療養」をしている人を対象に、投票用紙等の請求時点で、外出自粛要請または隔離・停留の措置期間が、10月20日(水)～31日(日)にかかると見込まれる人は、郵便等による不在者投票をすることができます。

特例郵便等による投票ができる人は、10月27日(水)までに、投票用紙等を請求してください。詳しくは、早めにお問い合わせください。

在外投票

在外選挙人名簿に登録されている人は、国内でも投票することができます。選挙区により投票できる場所が変わりますので、お問い合わせください。

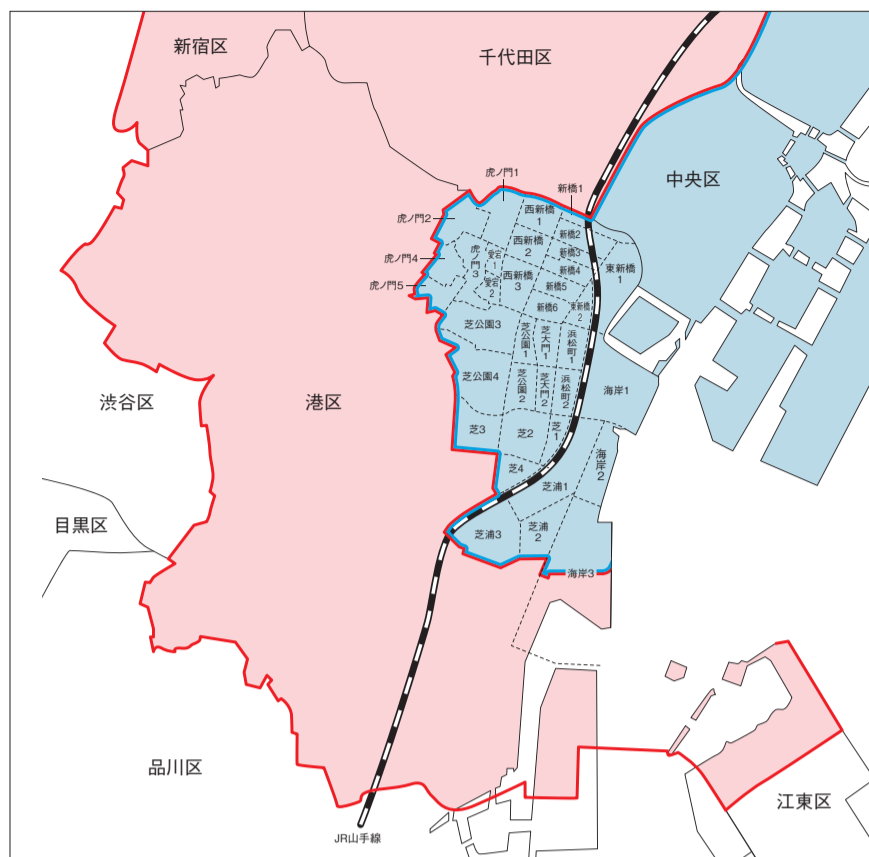
港区では衆議院小選挙区の区割りが、東京都第1区と第2区に分かれています

第1区の区域 ()

- 芝地区総合支所管内 (次の住所のみ)
 - 芝5丁目
 - 三田1~3丁目
- 麻布地区総合支所管内
 - 麻布狸穴町
 - 麻布永坂町
 - 南麻布1~5丁目
 - 元麻布1~3丁目
 - 西麻布1~4丁目
 - 六本木1~7丁目
 - 麻布台1~3丁目
 - 麻布十番1~4丁目
 - 東麻布1~3丁目
- 赤坂地区総合支所管内
 - 元赤坂1・2丁目
 - 赤坂1~9丁目
 - 南青山1~7丁目
 - 北青山1~3丁目
- 高輪地区総合支所管内
 - 三田4・5丁目
 - 高輪1~4丁目
 - 白金1~6丁目
 - 白金台1~5丁目
- 芝浦港南地区総合支所管内 (次の住所のみ)
 - 芝浦4丁目
 - 海岸3丁目(4~13番、20・21番、31~33番)
 - 港南1~5丁目
 - 台場1・2丁目

第2区の区域 ()

- 芝地区総合支所管内 (次の住所のみ)
 - 芝1~4丁目
 - 海岸1丁目
 - 東新橋1・2丁目
 - 新橋1~6丁目
 - 西新橋1~3丁目
 - 浜松町1・2丁目
 - 芝大門1・2丁目
 - 芝公園1~4丁目
 - 虎ノ門1~5丁目
 - 愛宕1・2丁目
- 芝浦港南地区総合支所管内 (次の住所のみ)
 - 芝浦1~3丁目
 - 海岸2丁目
 - 海岸3丁目(1~3番、14~19番、22~30番)



候補者を知るには

選挙公報の発行

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等を載せた選挙公報を、10月25日(月)以降に、各戸に配布予定です。また、区役所、各総合支所管理課・台場分室、みなと保健所、各いきいきプラザ、各港区立図書館等の区有施設でも配布しますので、ご覧ください。

視覚に障害がある人には、点字版の候補者情報とカセットテープおよびデイジーCDによる音声版選挙のお知らせを用意していますので、お問い合わせください。

公営ポスター掲示場

立候補者のポスターを掲示する公営ポスター掲示場を区内309カ所に設けています。

即日開票します

投票日当日の午後9時から、港区スポーツセンター(みなとパーク芝浦内)で開票します。



3密を避けるために、期日前投票をご活用ください。

期日前投票ができる場所・日時

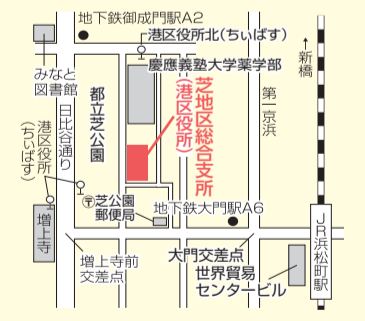
※選挙区により投票できる場所が異なります。

「投票所入場整理券」をお持ちの上、お越しください。事前に「投票所入場整理券」の裏面に印刷されている「投票宣誓書」に必要事項を明記の上、係員の案内に従って投票してください。

10月20日(水)~
30日(土)
午前8時30分~午後8時

第1区 第2区

芝地区総合支所(港区役所)1階
芝公園1-5-25



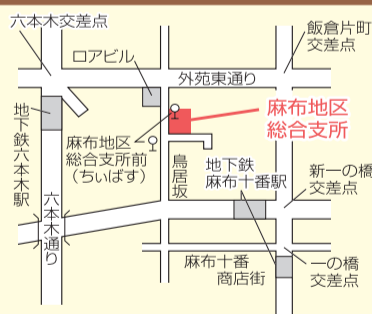
問い合わせ

選挙管理委員会事務局
☎3578-2765~9
FAX3578-2774

10月23日(土)~30日(土) 午前8時30分~午後8時
※さんぽーと港南のみ午前10時~午後8時

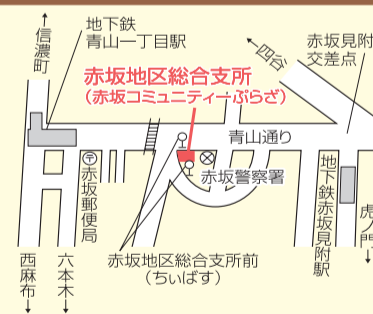
第1区

麻布地区総合支所3階
六本木5-16-45



第1区

赤坂地区総合支所2階
赤坂4-18-13



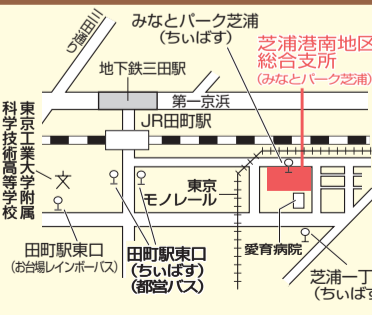
第1区

高輪区民センター1階
高輪1-16-25



第1区 第2区

芝浦港南地区総合支所1階
芝浦1-16-1



第1区

台場分室1階会議室
台場1-5-1



第1区

さんぽーと港南2階
港南4-3-7

